

## 様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

## 1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
工業専門課程	ITものづくり学科	夜・通信	180時間	160時間	
	自動車整備工学科	夜・通信	170時間	160時間	
	1級整備士専攻科	夜・通信	160時間	160時間	
	車体整備士専攻科	夜・通信	90時間	80時間	
	建築環境学科 建築設計デザインコース	夜・通信	165時間	160時間	
	建築環境学科 建築土木施工コース	夜・通信	165時間	160時間	
	建築士専攻科	夜・通信	90時間	80時間	
商業実務専門課程	公務員受験対策科	夜・通信	135時間	80時間	
	医療情報学科	夜・通信	180時間	160時間	
	診療情報管理専攻科	夜・通信	90時間	80時間	
教育・社会福祉専門課程	こども未来学科	夜・通信	240時間	240時間	

	児童教育専攻科	夜・通信	90時間	80時間	
	こども未来学科 (通信教育課程)	夜・通信	240時間	240時間	
(備考) (1)「1級整備士専攻科」・「こども未来学科(通信課程)」は、設置後完成年度を超えていない学科。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ (<https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html>) で公開する。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ (<https://www.tist.ac.jp/profile/outline.html>) で公開する。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	ツジ電子株式会社代表取締役会長	令和2年7月4日～ 令和4年7月3日	法人の健全経営に関する助言
非常勤	国立研究開発法人 物質・材料研究機構名誉顧問	令和2年7月4日～ 令和4年7月3日	教育内容に関する助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業計画書(シラバス)の作成過程            学科の基本設計に沿ってカリキュラムを作成。教育課程編成委員会や関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携を通して、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムの見直しを加える。</li> <li>・ 授業計画書の作成・公表時期            【前期科目】            2月 教育課程編成委員会            3月末までに作成            4月 前期授業開始前(前期オリエンテーション時) 公表            【後期科目】            8月 教育課程編成委員会            9月末までに作成            10月 後期授業開始前(後期オリエンテーション時) 公表</li> </ul>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>ホームページ            (<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html">https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html</a>)            で公開する。</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

前述、学則29条に基づき算出した各科目の総合点をもとに成績評価をおこなう。続けて、成績評価を下記のGPに置き換え、GPAの計算式にあてはめて算出をおこなう。

合否判定	総合点	成績評価	GP
合格	80～100点	A	3.5
	70～79点	B	2
	60～69点	C	1
不合格	60点未満	D	0

算出されたGPAを元に順位を求め、成績の分布状況を確認。対象の学生が「上位2分の1以上」の認定基準を満たしているかを判定することが可能となる。

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

ホームページ  
(<https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html>)  
で公開する。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学が目指す人材像を学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定めている。この人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第32条に定める、卒業基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に校長は卒業証書を授与する。

筑波研究学園専門学校 学則  
(目的)

**第1条** 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(卒業の認定)

**第32条** 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

ホームページ  
(<https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html>)  
で公開する。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html">https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html">https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html</a>
財産目録	学校総務部に備え付け、閲覧及び配付可能。
事業報告書	学校総務部に備え付け、閲覧及び配付可能。
監事による監査報告（書）	学校総務部に備え付け、閲覧及び配付可能。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	ITものづくり学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	270 単位時間 /単位	1140 単位時間 /単位	390 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100人		132人	0人	7人	5人	12人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則

<p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、習熟度別授業の実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
48人 (100%)	0人 (0%)	47人 (97.9%)	1人 (2.1%)
(主な就職、業界等) ㈱東京電機、㈱サンプラネット、㈱東京計測、ALSOK ファシリティーズ㈱、HARIO㈱、アクモス㈱、関東情報サービス㈱、㈱日本コンピューターシステム、滝之台電機工業㈱他			
(就職指導内容) 企業研究会の実施、就職セミナーの実施			
(主な学修成果(資格・検定等))			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
応用情報技術者試験	③	2人	0人
基本情報技術者試験	③	21人	4人
ITパスポート試験	③	29人	6人
第2種電気工事士	③	15人	5人
CAD利用技術者試験2級	③	47人	3人
リテールマーケティング2級	③	9人	3人

サービス接遇2級	③	9人	9人
日商簿記2級	③	2人	0人

※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。

①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの  
 ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの  
 ③その他（民間検定等）

（備考）（任意記載事項）  
 令和3年4月ものづくり学科からITものづくり学科に名称変更し、経営情報学科については廃止。昨年度の実績については、ものづくり学科および経営情報学科を合わせたものを掲載している。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
113人	6人	5.3%
（中途退学の主な理由） 進路変更（就職）、学業不振、病気療養		
（中退防止・中退者支援のための取組） 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	自動車整備工学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1965 単位時間/単位	405 単位時間/単位	350 単位時間/単位	1210 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100人		56人	1人	8人の内数	0人	8人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。



<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。</p> <p>筑波研究学園専門学校 学則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

<p>卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)</p>			
<p>卒業生数</p>	<p>進学者数</p>	<p>就職者数 (自営業を含む。)</p>	<p>その他</p>
<p>40人 (100%)</p>	<p>19人 (47.5%)</p>	<p>21人 (52.5%)</p>	<p>0人 (0%)</p>
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>茨城日産自動車(株)、茨城トヨタ自動車(株)、茨城トヨペット(株)、(株)ホンダ茨城南、ネットトヨタ茨城(株)、茨城ヤナセ(株)、ネットトヨタつくば(株)、ネットトヨタ水戸(株)、茨城いすゞ自動車(株) 他</p>			
<p>(就職指導内容)</p> <p>二者面談、三者面談、担任制による個別指導。ビジネスマナーや身だしなみ指導。筆記試験対策、面接指導。進路説明会(学生、保護者)、進学体験会、進学在校生による講話 他</p>			

(主な学修成果 (資格・検定等))			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
1 級小型自動車整備士	②	1 人	1 人
2 級ガソリン自動車整備士	②	38 人	38 人
2 級ジーゼル自動車整備士	②	38 人	36 人
職業訓練指導員	②	1 人	1 人
中古自動車査定士	③	38 人	28 人

※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。  
 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの  
 ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの  
 ③その他 (民間検定等)

(備考) (任意記載事項)  
 卒業生 40 名のうち、39 人が 2 年課程、1 人が 4 年課程 (1 級整備士コース)。

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
66 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	1 級整備士専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	2200 単位時間/単位	300 単位時間 /単位	60 単位時間 /単位	1840 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
	夜		単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
30 人		12 人	0 人	8 人の内数	0 人	8 人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第 13 条 (授業日数)、27 条 (単位および履修認定)、28 条 (履修時間と単位の計算) にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム (職業教養科目・専門科目) と能力開発カリキュラム (資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法

<p>(概要) 学則 29 条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階 (A: 80点以上、B: 70点以上80点未満、C: 60点以上70点未満、D: 60点未満) で評価し、C評価以上を合格とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。</p> <p>筑波研究学園専門学校 学則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制: 有 個別相談・指導等の対応: 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
昨年度卒業生なし 0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			

(就職指導内容)
(主な学修成果 (資格・検定等))
(備考) (任意記載事項) 設置後完成年度を超えていない学科

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
1人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	車体整備士専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	965 単位時間/単位	75 単位時間 /単位	210 単位時間 /単位	680 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		8人	0人	8人の内数	0人	8人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条 (授業日数)、27条 (単位および履修認定)、28条 (履修時間と単位の計算) にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム (職業教養科目・専門科目) と能力開発カリキュラム (資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階 (A: 80点以上、B: 70点以上80点未満、C: 60点以上70点未満、D: 60点未満) で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準 (単位数) を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準 (修業年限・

取得単位数・授業時間数) を満たした者に卒業証書を授与する。

筑波研究学園専門学校 学則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(進級)

第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。

(卒業の認定)

第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。

学修支援等

(概要) クラス担任制：有  
個別相談・指導等の対応：  
個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
2人 (100%)	0人 (0%)	2人 (100%)	0人 (0%)

(主な就職、業界等)

株式会社ナオイオート、茨城小松フォークリフト株式会社

(就職指導内容)

二者面談、三者面談、担任制による個別指導。ビジネスマナーや身だしなみ指導。筆記試験対策、面接指導。進路説明会(学生、保護者)、進学体験会、進学在校生による講話 他

(主な学修成果(資格・検定等))

資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
自動車車体整備士	②	2人	2人
2級二輪自動車整備士	②	2人	1人

<p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。</p> <p>①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの</p> <p>②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの</p> <p>③その他（民間検定等）</p> <p>(備考) (任意記載事項)</p>
--

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
2人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	建築環境学科 建築設計デザインコース	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	720 単位時間 /単位	780 単位時間 /単位	255 単位時間 /単位	45 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
50人		55人	0人	5人の内数	6人の内数	11人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・

取得単位数・授業時間数) を満たした者に卒業証書を授与する。

筑波研究学園専門学校 学則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(進級)

第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。

(卒業の認定)

第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。

学修支援等

(概要) クラス担任制：有  
個別相談・指導等の対応：  
個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
22人 (100%)	10人 (45.5%)	12人 (54.5%)	0人 (0%)

(主な就職、業界等)

浅野物産株式会社、KAITOU設計事務所、株木建設株式会社、ヤマギシリフォーム工業株式会社、東鉄工業株式会社、株式会社茨城県南木造住宅センター、株式会社シノケングループ 他

(就職指導内容)

建築職能論。卒業生講話の実施。

(主な学修成果(資格・検定等))

資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
二級建築士	②	3人	2人
2級建築施工管理技士補	②	19人	15人
2級土木施工管理技士補	②	11人	10人
2級造園施工管理技士補	②	4人	3人

建築CAD2級	③	2人	0人
建築CAD3級	③	14人	11人
建築経理事務士3級	③	13人	10人

※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。

①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの  
 ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの  
 ③その他（民間検定等）

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
57人	5人	8.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更(就職)、経済的事情、病気療養		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	建築環境学科 建築土木施工コース	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	630 単位時間/単位	795 単位時間/単位	330 単位時間/単位	45 単位時間/単位	— 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
50人		38人	0人	5人の内数	6人の内数	11人の内数	

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。



<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。</p> <p>筑波研究学園専門学校 学則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
12人 (100%)	3人 (25%)	9人 (75%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 横関建設株式会社、株式会社鈴木良工務店、常磐建設株式会社、ひたちなか市役所、常陽建設株式会社、佐々木建設株式会社、山崎建設株式会社 他			
(就職指導内容) 建築職能論 卒業生講話の実施			
(主な学修成果(資格・検定等))			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数

二級建築士	②	2人	0人
2級建築施工管理技士補	②	10人	8人
2級土木施工管理技士補	②	12人	11人
2級管工事施工管理技士補	②	4人	3人
建築CAD3級	③	3人	3人
建築経理事務士3級	③	5人	4人

※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。

①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの  
 ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの  
 ③その他（民間検定等）

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
36人	4人	11.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更(就職)、学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	建築士専攻科				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	840 単位時間/単位	525 単位時間/単位	135 単位時間/単位	180 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		11人	0人	5人の内数	6人の内数	11人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考査点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上)

上70点未満、D：60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
<p>(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。</p> <p>筑波研究学園専門学校 学則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
学修支援等
<p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
20人 (100%)	0人 (0%)	20人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
りんかい日産建設株式会社、株式会社河野正博建築設計事務所、常総開発工業株式会社、成島建設株式会社、大東建託株式会社、株木建設株式会社、吉川市役所 他			

(就職指導内容) 卒業生講話の実施			
(主な学修成果(資格・検定等))			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
二級建築士	②	20人	9人
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
20人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
商業実務	商業実務専門課程	公務員受験対策科					
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	840 単位時間/単位	60 単位時間/単位	780 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
20人	25人	0人	1人	1人	2人		

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要)本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法

<p>(概要) 学則 29 条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。</p> <p>筑波研究学園専門学校 学則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

<p>卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)</p>			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
17人 (100%)	3人 (17.6%)	12人 (70.6%)	2人 (11.8%)
<p>(主な就職、業界等) 国土交通省、防衛省、関東信越国税局、東京都特別区人事委員会、土浦市役所、北つくば農業協同組合、(株)茨日ホールディング 他</p>			

(就職指導内容) 学生向け就職ガイダンス。卒業生講話。二者面談、三者面談の実施。ビジネスマナー、身だしなみ指導。筆記試験対策、面接対策の指導。			
(主な学修成果(資格・検定等))			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
公務員1次	③	17人	17人
公務員2次	③	17人	8人
サービス接遇実務検定 3級	③	17人	8人
秘書技能検定 3級	③	17人	12人
介護職員初任者研修	①	17人	17人
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
19人	2人	10.5%
(中途退学の主な理由) 公務員試験合格		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談(担任・学科、必要に応じて部門同席)等を実施。		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士	
商業実務	商業実務専門課程	医療情報学科	○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
	昼	1960 単位時間/単位	講義	演習	
2年			315 単位時間/単位	1485 単位時間/単位	
			160 単位時間/単位	— 単位時間/単位	
				— 単位時間/単位	
				実技	
				— 単位時間/単位	
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
100人	57人	0人	4人の内数	7人の内数	11人の内数

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)

(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。

成績評価の基準・方法

(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。

卒業・進級の認定基準

(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。

筑波研究学園専門学校 学則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(進級)

第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。

(卒業の認定)

第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。

学修支援等

(概要) クラス担任制：有  
個別相談・指導等の対応：  
個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
------	------	-------------------	-----

28人 (100%)	13人 (46.4%)	14人 (50.0%)	1人 (3.6%)																																
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>筑波メディカルセンター病院、牛久愛和総合病院、総合病院土浦協同病院、筑波記念病院、いちほら病院、筑波病院、小山記念病院、大久保病院、小張総合病院 他</p>																																			
<p>(就職指導内容)</p> <p>就職に関する動機づけ（心構え、採用試験、実習等）。卒業生2名による卒業生講話を実施。</p>																																			
<p>(主な学修成果（資格・検定等）)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資格・検定名</th> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">受験者数</th> <th style="text-align: center;">合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療報酬請求事務能力認定試験</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">11人</td> </tr> <tr> <td>医療事務技能審査試験</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">28人</td> <td style="text-align: center;">28人</td> </tr> <tr> <td>医師事務作業補助技能認定試験</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">27人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td>医療秘書技能検定2級</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">25人</td> <td style="text-align: center;">14人</td> </tr> <tr> <td>医事コンピュータ技能検定試験2級</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">27人</td> <td style="text-align: center;">20人</td> </tr> <tr> <td>電子カルテ技能検定試験</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">27人</td> <td style="text-align: center;">21人</td> </tr> <tr> <td>秘書技能検定2級</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">28人</td> <td style="text-align: center;">13人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。</p> <p>①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの  ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの  ③その他（民間検定等）</p>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	診療報酬請求事務能力認定試験	③	17人	11人	医療事務技能審査試験	③	28人	28人	医師事務作業補助技能認定試験	③	27人	17人	医療秘書技能検定2級	③	25人	14人	医事コンピュータ技能検定試験2級	③	27人	20人	電子カルテ技能検定試験	③	27人	21人	秘書技能検定2級	③	28人	13人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																																
診療報酬請求事務能力認定試験	③	17人	11人																																
医療事務技能審査試験	③	28人	28人																																
医師事務作業補助技能認定試験	③	27人	17人																																
医療秘書技能検定2級	③	25人	14人																																
医事コンピュータ技能検定試験2級	③	27人	20人																																
電子カルテ技能検定試験	③	27人	21人																																
秘書技能検定2級	③	28人	13人																																
(備考) (任意記載事項)																																			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
64人	1人	1.6%
(中途退学の主な理由)		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組)</p> <p>欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談（担任・学科、必要に応じて部門同席）等を実施する</p>		



分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	診療情報管理専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	980 単位時間/単位	150 単位時間 /単位	750 単位時間 /単位	80 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		13人	0人	4人の内数	7人の内数	11人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日 文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
（進級）
第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。
2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。
（卒業の認定）
第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。
2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のお

りとする。
学修支援等
(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
11人 (100%)	0人 (0%)	11人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 水戸赤十字病院、筑波メディカルセンター病院、牛久愛和総合病院、総合病院土浦協同病院、筑波記念病院、いちほら病院、筑波病院、小山記念病院、小張総合病院 他			
(就職指導内容) 就職に関する動機づけ（心構え、採用試験、実習等）。			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
資格・検定名		種別	受験者数
診療情報管理士認定試験		③	11人
			合格者数
			11人
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他（民間検定等）			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
11人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談（担任・学科、必要に応じて部門同席）等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	こども未来学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2940 単位時間/単位	600 単位時間/単位	1870 単位時間/単位	440 単位時間/単位	— 単位時間/単位	30 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		269人	0人	12人の内数	27人の内数	39人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
（進級）
第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。
2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。
（卒業の認定）
第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。
学修支援等
(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
83人 (100%)	29人 (34.9%)	54人 (65.1%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 幼稚園、保育園、認定こども園、児童養護施設、知的障害児施設、介護福祉施設、等			
(就職指導内容) 学生向け就職ガイダンス。保護者対象就職相談会。 茨城県民間保育協議会就職セミナー全員参加（卒業生講話含）			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
幼稚園教諭2種	①	83人	82人
保育士	①	83人	83人
社会福祉主事任用資格	①	83人	83人
介護職員初任者研修	①	83人	83人
幼児体育指導者検定2級	③	13人	13人
幼児体育指導者検定1級	③	13人	13人
リトミック指導者2級	③	70人	70人
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他（民間検定等）			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
278人	13人	4.7%
(中途退学の主な理由) 経済的理由、学業不振、進路変更（就職）、病気療養		

(中退防止・中退者支援のための取組)  
 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	児童教育専攻科				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	1156 単位時間/単位	855 単位時間/単位	120 単位時間/単位	181 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		29人	0人	12人の内数	27人の内数	39人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
(目的)
第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
(進級)

<p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
学修支援等
<p>(概要) クラス担任制：有</p> <p>個別相談・指導等の対応：</p> <p>個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
16人 (100%)	0人 (0%)	16人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、児童養護施設、知的障害児施設、介護福祉施設、等			
(就職指導内容)			
学生向け就職ガイダンス。保護者対象就職相談会。 茨城県民間保育協議会就職セミナー全員参加（卒業生講話含）			
主な学修成果（資格・検定等）			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
幼稚園教諭1種	①	16人	16人
小学校教諭1種	①	7人	7人
養護教諭1種	①	2人	2人
児童指導員任用資格	①	16人	16人
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。			
①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの			
②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの			
③その他（民間検定等）			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
17人	1人	5.9%

(中途退学の主な理由) 進路変更のため。
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	こども未来学科 (通信教育課程)	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	通信	1410 単位時間/単位	540 単位時間/単位	600 単位時間/単位	240 単位時間/単位	— 単位時間/単位	30 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100人		6人	0人	12人の内数	27人の内数	39人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
(目的)
第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを

<p>目的とする。</p> <p>(進級) 第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。 2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定) 第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。 2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
昨年度卒業生なし 0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項) 設置後完成年度を超えていない学科			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
6人	2人	33.3%
(中途退学の主な理由) 保育士試験合格、学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 面接授業や添削指導に加え、通信課程の学生からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導をおこなう体制を取っている。		



②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
IT ものづくり学科	100,000 円	600,000 円	320,000 円	施設設備費・実験実習費
自動車整備工学科	100,000 円	600,000 円	520,000 円	施設設備費・実験実習費
1 級整備士専攻科	100,000 円	600,000 円	590,000 円	施設設備費・実験実習費
車体整備士専攻科	100,000 円	600,000 円	590,000 円	施設設備費・実験実習費
建築環境学科	100,000 円	600,000 円	400,000 円	施設設備費・実験実習費
建築士専攻科	100,000 円	600,000 円	400,000 円	施設設備費・実験実習費
公務員受験対策科	100,000 円	600,000 円	290,000 円	施設設備費・実験実習費
医療情報学科	100,000 円	600,000 円	260,000 円	施設設備費・実験実習費
診療情報管理専攻科	100,000 円	600,000 円	260,000 円	施設設備費・実験実習費
こども未来学科	100,000 円	600,000 円	291,000 円	施設設備費・実験実習費・短大併修費
児童教育専攻科	100,000 円	600,000 円	90,000 円	施設設備費・実験実習費
こども未来学科 (通信課程)	30,000 円	130,000 円	164,000 円	学習管理費等
修学支援 (任意記載事項)				
T I S T 奨学金：入学後の学業、人物ともに優秀な者に対し、月額 20,000 円を支給 修学資金支援制度：在学中に保護者が死亡し、経済的に困難な者に対し、月額 30,000 円を支給				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ ( <a href="https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html">https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html</a> ) で公開する。
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価は、卒業生、保護者、産業界有識者及び教育・学識経験者により構成する学校関係者評価委員会により行う。同委員会は、筑波研究学園専門学校が「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づいて行った自己評価をもとに学校評価を行い、その評価結果を学校の教育活動の向上および学校運営の改善に生かすことを目的とする。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学校法人 霞ヶ浦高等学校 進路指導担当	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	教育関係
一般社団法人茨城研究開発型企業交流協会(IRDA) ペンギンシステム株式会社代表取締役社長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体 企業関係者
茨城県自動車整備振興会 教育部教育課 課長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体
一般社団法人茨城県建築士事務所協会常務理事 株式会社河野正博建築設計事務所代表取締役	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体 企業関係者
土浦商工会議所 総務部長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体
筑波メディカルセンター病院事務部外来一課課長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	企業関係者
社会福祉法人えがお 理事 統括部長 兼 法人事務局長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	企業関係者
五籃会会長（保護者会代表）	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	保護者
輝峰同窓会（卒業生代表）	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ（ <a href="https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html">https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html</a> ）で公開する		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ（ <a href="https://www.tist.ac.jp/">https://www.tist.ac.jp/</a> ）で公開する。
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		78人	74人	81人
内 訳	第Ⅰ区分	47人	45人	
	第Ⅱ区分	16人	19人	
	第Ⅲ区分	15人	一人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				81人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	一人	一人	一人
計	一人	一人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	一人	一人	0人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	一人	一人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

以上